

令和8年度玉野市出会いイベント開催業務委託 公募型プロポーザル募集要領

玉野市健康福祉部こどもみらい課

1 業務の目的

本市では、少子化の一つの要因である未婚化・晩婚化に対して、未婚者には、出会いの機会の不足や恋愛経験がない人が多い傾向にあることから、結婚を希望する独身の男女に対して、健全な出会いの場を創出する。

また、本業務を通じて、交際への気運醸成と成婚の可能性を高めることはもとより、参加者が本市の魅力を体験・発見できる出会いイベントとすることで、観光交流人口の拡大や将来的な移住定住の促進等につなげることを目指す。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度 玉野市出会いイベント開催業務委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 実施場所 玉野市内
- (4) 実施期間 契約締結日から令和9年3月1日（月）までとする。

ただし、出会いイベントの実施は、令和9年1月31日（日）までに開催することとし、出会いイベント後フォローアップ期間は、令和9年3月1日（月）までとする。

3 実施形式 公募型プロポーザル

4 委託事業費限度額 1,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

項 目	日程・期限
プロポーザル公表（公告日）	令和8年5月7日（木）
参加申込の受付締切日	〃 5月14日（木）
質問の提出期限	〃 5月14日（木） 17時
質問回答（ホームページに掲載）	〃 5月22日（金） 17時
企画提案書等の提出期限	〃 5月27日（水） 17時
プレゼンテーション審査	〃 6月4日（木）
審査結果の通知	〃 6月5日（金）
契約の手続き	〃 6月上旬（予定）

6 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、次の要件全てに該当する者であること。

- (1) 令和8年度において、玉野市競争入札参加者の資格に関する規程（昭和56年告示第10

号) 第3条に定める申請を行っていること。申請を行っていない場合にあつては、令和8年5月22日(金)までに玉野市こどもみらい課へ入札等参加資格審査(指定業者登録)申請に係る必要書類の提出(郵送)を行うこと。

ただし、必要書類提出後、不備等により令和8年6月2日(火)までに指定業者登録が完了しなかった場合は失格とする。なお、この参加資格申請は、本事業に限り有効とする。

また、提出書類については、本市公式ホームページ「令和7～9年度 入札等参加資格審査(指定業者登録)申請(物品・役務)」

(<https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/9/24323.html>) から各様式をダウンロードすること。

なお、申請についての問合せは、契約・財産管理課 管財係(電話:0863-32-5518)へ行い、「玉野市出会いイベント開催業務委託プロポーザル」に伴う問合せであることを必ず伝えること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項のいずれにも該当しない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全でないこと。

(4) 指名停止を受けている者でないこと。

(5) 租税(国税及び地方税)を滞納していないこと。

(6) 役員等(個人の場合は当該個人をいい、法人の場合は当該法人の役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

7 参加申込手続(各種様式は、本市ホームページからダウンロードすること。)

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望し、「6 参加資格」の要件を満たす者は、次のとおり提出期限までに参加申込手続を行うこと。

(1) 提出期限 令和8年5月14日(木)17時まで(時間厳守・郵送の場合必着)

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出書類 参加申込書【様式1】(押印必要)

(4) その他 参加申込書を提出した者のうち、参加資格を満たしていないと判断した場合、個別に通知を行う。

(5) 提出場所 〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号

玉野市 健康福祉部 こどもみらい課(玉野市本庁舎1階)

(6) 提出部数 1部

8 質問回答

本プロポーザル業務に疑義がある者から、次のとおり期間を設けて質問を受付け、後日本市ホームページに回答を掲載する。

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査及び評価に係る質問は受け付けない。

(2) 企画提案に係る質問

①質問者 【様式2】による

②提出期限 令和8年5月14日（木）17時（必着）

③提出方法 電子メールのみ

タイトルを「令和8年度玉野市出会いイベント開催業務委託公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

④提出先 玉野市健康福祉部こどもみらい課 (kodomocity.tamano.lg.jp)

⑤回答方法 令和8年5月22日（金）17時までに、提出された質問について、ホームページに回答を掲載する。ただし、質問内容によっては、回答しない場合がある。なお、回答をもって、本実施要領の補正をしたものとする。

9 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、プレゼンテーション審査会（以下「審査会」という。）への参加のため、次のとおり企画提案書等を提出すること。

なお、提出書類は、漏れの無いよう全て揃えて提出すること。

(1) 提出期限 令和8年5月27日（水）17時（時間厳守・郵送の場合必着）

(2) 提出方法 持参又は郵送（メールでの提出は不可）

ただし、持参の場合は提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時まで

(3) 提出書類及び提出部数

①企画提案書【任意様式】 ※原則A4サイズで作成

②会社概要（パンフレット可）

③見積書【様式3】（押印必要）

・委託料の上限額を超える見積書を提出したものは選定しない。

・提案内容と見積内容に著しい不整合がある場合には、選定しないことがある。

④見積書内訳明細書【任意様式】

・提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量等を含む）がわかるように作成すること。

※提出する提案は、1提案者につき1案とし、提出後の追加及び変更は認めない。

(4) 提出部数 5部（正本1部、副本4部）

(5) 提出先 〒706-8510 岡山県玉野市宇野1丁目27番1号

玉野市 健康福祉部 こどもみらい課

10 企画提案書の作成

企画提案書に記載すべき項目は、次のとおりとする。

(1) 企画提案項目

①商号又は名称（企画提案書表紙へ記載）

②事業全体の業務実施体制（業務の取組体制図など）

※他の業者等に再委託（下請けを含む。）を予定する場合はその旨も明記する。

③過去3年間の類似する業務実績（実績がある場合のみ）

④出会いイベント業務に関する事項

- ・ 出会いイベントの内容についての提案
- ・ 広報、集客、独自の提案など
- ・ 業務遂行に向けた体制及びスケジュールの提案

⑤目標値の提示

⑥その他

- ・ 独自提案の概要とその提案によって期待できる効果
- ・ その他提案事項に必要と判断した項目

(2) 企画提案書の規格

①用紙サイズは、A4判に両面印刷とし、縦・横の選択は自由とする。

②本文フォントサイズは11pt以上とする。ただし、ルビ振りはその限りではない。

③企画提案書のページ数は問わないが、審査委員に対して企画提案内容が分かりやすく伝わるように努めること。

④企画提案書説明補完のために写真やイラストを使用することは可とする。

1.1 審査会

企画提案書のプレゼンテーションを実施し、審査委員が当該事業に最も適した最良の提案をしたものを本事業の受託候補者として選定する。

また、プレゼンテーション及び質疑応答は**対面またはWEB会議システム**により実施。

(1) 日時 令和8年6月4日（木）※時間は後日通知予定

(2) 所要時間 1提案者につき25分以内とする。

（提案者からの説明15分以内、審査委員からのヒアリング10分以内）

(3) プレゼンテーション順 提案書を受理した順番とする。

(4) 使用アプリケーション

「Zoom」（Zoomビデオコミュニケーションズ社製）

(5) 通信障害発生時の運用について

①通信障害等が発生した場合であっても、提案説明の続行が不可能な場合を除き、所定の時間内に説明を終了すること。

②本市が続行不可能と判断した場合は、一時中断し、通信状況が修復したのちに再開する。通信障害等により、提案説明の続行が不可能となった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行う。

③すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等があった場合は、一時中断し通信状況が修復後に再開する。

ア 天災

イ 広域・地域的停電

ウ プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害

エ 明らかに市側の通信障害等により提案説明の続行が不可能となった場合

オ その他、復旧後の再開が妥当であると認められた場合

(ただし、応募者側のパスワードの入力ミス、端末の不具合等、応募者の責による障害等であると認められる場合を除く。)

なお、ア、イ、エの場合を除き、当日中の復旧が困難な場合には提出済みの企画提案書をもって審査する。

(6) その他

- ①プレゼンテーションへの出席者は、2名以内とする。
- ②プレゼンテーションに際しては、提出した企画提案書と同じデータのみ使用可能とする。また、プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。
- ③出席できない場合は、企画提案参加の意思がないものとみなす。

1 2 評価基準及び選考方法

- (1) 選考は、本市職員等で構成した審査委員会で実施する。審査委員会は非公開とする。
- (2) 審査は別添の評価基準に基づき、企画提案書、プレゼンテーション等の審査により行う。
- (3) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、その他の者は、評価点の高い順に第2位交渉権者以下の順位を決定する。
- (4) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の協議により順位を決定する。
- (5) 評価点が、60点を下回る者は、交渉権者として選定しない。
- (6) 参加者が1者であっても、60点以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (7) 参加者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書類審査により、上位4者程度を選定する場合がある。その場合の詳細は別途通知する。
- (8) 次の事項のいずれかに該当する者は失格とする。
 - ①定められた期限までに参加申込がされていない者
 - ②参加資格に合致しない者
 - ③提出期限を過ぎて企画提案書を提出した者
 - ④提出書類に虚偽の内容が記載されている者
 - ⑤プレゼンテーション審査に参加しなかった者
 - ⑥審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - ⑦見積書の金額が見積限度額を超えている者
 - ⑧その他、審査委員会において不適切と判断された者

1 3 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、審査会に参加した全員へ次のとおり通知する。

- (1) 通 知 令和8年6月5日(金)
- (2) 通知内容
 - ①通知する者の得点
 - ②その他参加者(名称の無い状態)の得点一覧
 - ③優先交渉権の有無

- (3) 通知方法 参加申込書に記載したメールアドレス又はFAXにて通知を行う。併せてホームページに掲載する。
- (4) その他 選考結果等に関する異議等は一切受け付けない。

14 提出書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、玉野市情報公開条例に基づき対応するため、第三者に開示する場合がある。

15 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結することとなる。ただし、その者と合意に至らない場合、辞退した場合、又は12(8)の失格事項に該当することが判明した場合は、交渉権者としての順位に従い、順位の高い者から同様に交渉等を行う。
- (2) 契約保証金は、玉野市契約規則（令和7年玉野市規則第20号）第28条第1項により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、同条第2項に該当する場合は、契約保証金を減免する。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできないものとする。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱う必要がある。
- (5) その他契約に関する条項は玉野市契約規則によるものとする。

16 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、全て参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式4】（押印必要）を提出すること。
- (3) 企画提案書の著作権は作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の企画提案書については、事前に通知することにより本市が無償で使用できるものとする。

17 担当部署及び問い合わせ先

玉野市 健康福祉部 こどもみらい課（本庁舎1階） 担当：増田
〒719-1126 玉野市宇野1丁目27番1号
電話：0863-32-5554
Email：kodomo@city.tamano.lg.jp